

令和7年12月2日

入札説明書

岩手県

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達件名
岩手県庁舎で使用する電気の供給
- (2) 調達件名の仕様等
別添「岩手県庁舎電力供給仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで
- (4) 履行場所
岩手県庁舎（岩手県盛岡市内丸10番1号）

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和6年岩手県告示第623号）に規定する特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
なお、上記資格を有しない者で入札に参加を希望する者は、入札の日の前日までに上記資格を取得することを条件に資格審査を受けることができる。
また、上記資格の取得については、岩手県のホームページ
(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/buppin/sankashikaku/1090474.html>)
を参照すること。
- (3) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2第1項の規定により小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（様式第1号）に返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金に相当する郵便切手を貼り付けた長3封筒を添えて（以下「提出書類等」という。）、令和8年1月15日（木）午後5時までに14(3)の場所に1部、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなけ

ればならない。

(2) 提出書類等を提出した者は、入札日の前日までの間において、その内容に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出書類等は、岩手県において審査するものとし、要件が満されると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、提出書類等の補足、補正等は認めるが、令和8年1月22日(木)午後5時までとする。

(4) 審査結果は、入札参加者資格確認通知書(様式第2号)により令和8年1月30日(金)までに郵送により通知する。

(5) その他

ア 提出書類等は、入札参加者資格の審査以外に使用しない。

イ 提出書類等は、返却しない。

4 入札参加者資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加者資格がないと認められた者は、次のとおりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出書類

入札参加者資格確認通知書についての説明申込書(様式第3号)

イ 提出期限

令和8年2月5日(木)午後5時

ウ 提出場所

直接持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、14(3)の場所に1部提出すること。

(2) 岩手県は、説明を求められた場合は、令和8年2月16日(月)までに書面により回答する。

5 入札の方法等

(1) 1(1)の件名で契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約単価を乗じて算出した総額で入札に付する。

(2) 入札には、入札書(様式第4号(入札内訳書も含む))を使用すること。

(3) 落札の決定は、入札書に記載された契約電力及び予定使用電力量に対する総額をもって行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書を直接提出する場合は、6(1)の日時に6(2)の場所に持参すること。

(5) 入札書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、令和8年2月19日(木)午後5時までに14(3)の場所に必着のこと。

また、封筒は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

ア 氏名(法人にあつては商号又は名称)

イ 「2月20日入札 岩手県庁舎で使用する電気の供給の入札書在中」

(6) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (7) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和8年2月20日（金）午後2時
- (2) 場所
岩手県庁舎地階 管財課会議室

7 入札保証金

免除

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場所から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者に限る。なお、郵送による場合は、「辞退扱い」とするものとする。
- (3) 10(3)により入札場所から退去させられた者は、再度入札に参加することはできない。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 説明書等に対する質疑

- (1) 説明書等について質疑がある場合には、令和8年1月27日(火)午後5時までに質問書(様式第5号)を持参、郵送又はファクシミリにより、14(3)の場所に1部提出すること。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、令和8年2月10日(火)までにファクシミリにより行う。なお、回答内容は、入札参加資格が有と認められた者すべてに通知する。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 令和8年度一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (3) 入札、契約及び仕様書に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県総務部管財課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話番号 019-629-5116 ファクシミリ番号 019-629-5139